九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第１６７条の６の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和８年３月６日

九十九里地域水道企業団
企業長　鹿　間　陸　郎

１　一般競争に付する事項

（１）業　　務　　名　　長柄天日乾燥汚泥処分業務委託
（２）業　務　場　所　　－
（３）一般競争入札　　郵便入札・事後審査方式
（４）履　行　期　間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
（５）業 務 の 概 要

ア　目的

本業務は、発注者の指定した収集運搬業者により長柄天日乾燥場から搬入される浄水場発生土について、受注者の中間処理施設においてセメント原料の再資源化を行うものである。

イ　概要

汚泥処理量（予定）　　約１，７５５ｔ／年

（６）予　定　価　格　　落札決定後公表
（７）最低制限価格　　無
（８）入 札 保 証 金　　免除
（９）契 約 保 証 金　　無
(10) 業務費内訳書　　対象としない
(11) 契　約　方　法　　単価契約
(12) 入札書記載金額　　１ｔ当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
(13) 支　払　方　法　　契約期間内における発注（施行指示書による）ごとの支払い

※この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和８年度より千葉県企業局へ引き継ぐことから、本件の契約についても令和８年４月１日から千葉県企業局へ引き継がれるものとなります。

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

（１）本業務の公告日前に効力を有する令和６・７年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、（大分類）３１・廃棄物処理、（中分類）４・産業廃棄物処理（中間処理・処分）について希望の登録がある者。

（２）本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

（３）本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。

（４）千葉県の産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を有する者。

（５）本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者（開札日現在３か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者。

（６）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本業務の開札日前６か月以内に手形・小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

３　開札の場所及び日時

（１）場　　所　　九十九里地域水道企業団第２会議室
　　東金市東金７６９番地２

（２）日　　時　　令和８年３月２４日（火）~~午前~~・午後　　４時００分

４　設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

５　入札書の郵送方法

（１）郵送方法　　一般書留又は簡易書留

（２）到着期限　　令和８年３月２３日（月）午後５時必着

（３）送 付 先　　〒２８３－０８０２
東金市東金７６９番地２
九十九里地域水道企業団　総務課　管財班行

ア　郵送は外封筒（角形２号程度）及び中封筒（長形３号程度）の２重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）在中の旨

（ウ）公告した業務名

（エ）公告した業務場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ　中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により３箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した業務名

（ウ）公告した業務場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ　開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

６　業務費内訳書の提出

（１）入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア　入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ　業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ　業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

（２）業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ　アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

７　入札回数

入札の回数は３回とする。

８　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でＦＡＸ等により提出してください。

（１）提出期限　　令和８年３月１１日（水）午後５時まで

（２）提 出 先　　九十九里地域水道企業団　総務課　管財班

ＴＥＬ　０４７５－５４－０６３１

ＦＡＸ　０４７５－５４－２０６８

（３）回　　答　　質問に対する回答は令和８年３月１３日（金）にホームページに掲載します。

９　入札の執行

到着期限までに到着した入札書が１通の場合でも、当該入札は執行します。

10　開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

（２）予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

（３）再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

（４）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（５）再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第１４条第１項の規定によるものとする。

12　落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

（１）千葉県の産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を証明するもの。

（２）最終処分（セメント原料）をする者との産業廃棄物処理委託契約書等の写し。

（３）現場代理人及び主任技術者を確認できるもの。（開札日現在３か月以上の雇用関係の証明含む）

13　その他

（１）上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

（２）入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

（３）開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

（４）入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

（５）入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

九水企汚委令８第６号

長柄天日乾燥汚泥処分業務委託

仕　様　書

九十九里地域水道企業団

１　適用範囲

本仕様書は、九十九里地域水道企業団（以下「発注者」）の長柄天日乾燥場から排出される乾燥汚泥の処分業務を委託する場合について適用される。

２　業務概要

発注者の指定した収集運搬業者により天日乾燥場から搬入される浄水場発生土について、受注者の中間処理施設においてセメント原料の再資源化を行う。

３　業務期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとし、実施期間及び処分量等については別途書面により通知するものとする。

４　発生土処分予定量

汚泥処分量　　約１，７５５ｔ／年

５　廃棄物についての情報

発注者は、委託処分する発生土の性状分析及び放射性物質の測定を実施し、受注者に通知するものとする。

６　法令の遵守

本業務施行にあたり、廃棄物の処理及び清掃の法律及び県の産業廃棄物指導要綱等、その他関係諸法令を遵守しなければならない。

７　提出書類

（１）業務主任技術者等選任通知書	１部
（２）業務着手届（工程表）	１部
（３）産業廃棄物処分業許可証の写し	１部
（４）計量証明書の写し	１部
（５）本業務関係会社（最終処分）との契約書及び承諾書の写し	１部
（６）施行計画書	１部
（７）業務写真	１部
（８）マニフェスト	１式
（９）業務完了届	１部
（10）業務報告書	１部
（11）その他監督職員の指示する書類	１部

８　現場代理人及び主任技術者

現場代理人及び主任技術者は監督職員と連絡を密にとり、浄水場発生土処分に支障がないよう努めなければならない。

９　立ち入り検査

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者の立ち入り検査等を承諾しなければならない。

10　処分量の確認

受注者は、発注者の指定した収集運搬業者により天日乾燥場から搬入される浄水場発生土の運搬量を台貫にて計測し、その数量を処分量として精算する。

11　マニフェスト

受注者は、収集運搬業者から受け取った必要事項が記入されたマニフェストに必要事項を記入し、処分終了後、マニフェストＤ、Ｅ票を提出するものとする。

12　保管

受注者は、発注者から処分委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、関係法令に基づくものとし、処分が完了するまで適正に管理しなければならない。

13　再委託

受注者は、委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

14　機密保持

受注者は、本業務によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

15　疑義

本業務において仕様書等に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ決定する。

（案）

収　入　印　紙

割印

業 務 委 託 契 約 書

１．委託業務の名称

２．履　行　期　限

３．業 務 委 託 料
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

４．契 約 保 証 金

上記の委託業務について、発注者と受注者　　とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（A）この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。
（B）この契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。
〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所
氏　名　　印

受　注　者　　住　所
氏　名　　印

（総　　則）

第１条　受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（指示等及び協議の書面主義）

第１条の２　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務主任技術者または業務責任者）

第２条　受注者は、業務の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者または業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、発注者に通知するものとする。

（業務工程表）

第３条　受注者は、契約締結の際業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

（契約の保証）

第４条　（削除）

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

２　発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

３　受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

第７条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限

とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示

(2)　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（委託業務の調査等）

第８条　発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第９条　発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は必要な経費を負担しなければならない。

（期限の延長）

第 10 条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 11 条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第 12 条　受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　発注者は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

４　受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すもの

とする。

（委託料の支払い）

第 13 条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

２　発注者は前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

（前　金　払）

第 14 条　（削除）

（部　分　払）

第 15 条　委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中（　　）回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の完了部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leqq \text{第1項の業務委託料相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}}\right]$$

４　受注者は、第２項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求のあった日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第３項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託代金額を控除した額」とするものとする。

（契約不適合責任）

第 16 条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 17 条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第 12 条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から３年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求

等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第 18 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 18 条の３の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 18 条の２　発注者は､受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2)　正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3)　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4)　正当な理由なく、第 16 条第１項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 18 条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約に関して公正取引委員会が､受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

(3)　第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(4)　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用し

たとき。

(5)　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(6)　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(8)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(9)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(10)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(11)　第 19 条又は第 19 条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(12)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条の４　第18条の２各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 18 条の５　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第 18 条の２又は第 18 条の３の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 18 条の２又は第 18 条の３の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
(2)　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する
ことができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項に規定する違約金の率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

６　第２項の場合（第 18 条の３第１号、第２号、第 10 号及び第 12 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第 19 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 19 条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　第 9 条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
(2)　第 9 条の規定による業務の中止の期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条の３　第 19 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 19 条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
(1)　第 19 条又は第 19 条の２の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第 13 条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止

等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第 20 条　発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の出来形部分（以下「既履行部分」という。）が可分のものである場合は検査の上当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 21 条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 14 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 18 条の５第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第１項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 14 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第２項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 18 条の５第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第１項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第６条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1)　業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項によるときは受注者が負担し、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２によるときは発注者が負担する。

(2)　調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

［注］　第４項から第６項までは、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解

除が第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項によるときは発注者が定め、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

［注］　下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

８　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第22条　受注者は、第18条の３第１号又は第２号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第 23 条　受注者は、委託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第 24 条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

（秘密の保持等）

第 25 条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 26 条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（データの保護）

第 27 条　（削除）

（準　　用）

第 28 条　令和８年４月１日以降については、第 18 条の５第５項中「九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項」とあるのは「千葉県企業局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第６号）第 171 条第１項」と、第 24 条中「九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）」とあるのは「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年６月１日施行）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定するほか、令和８年４月１日以降については、本契約書記載の「九十九里地

域水道企業団」とあるのは「千葉県企業局」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（法令遵守）

第 29 条　受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補　　則）

第 30 条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

⑴　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

⑵　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2)　乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　九十九里地域水道企業団（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているとき

は、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

（準用）

第６条　令和８年４月１日以降については、第２条中「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県」と読み替えて、これらの規定を準用する。